

福生市事業継続応援金に関する Q&A

<制度について>

○福生市事業継続応援金とはなんですか

福生市事業継続応援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少し、国、東京都又は福生市から各種支援や融資等を受けた市内に事業所・店舗等を有する中小企業者及び個人事業主に
対し、事業継続を支援するため給付する、1事業者当たり10万円の応援金です。

○給付額はいくらですか

給付額は1事業者につき一律10万円です。

市内に複数の事業所・店舗を有していても、加算はありません。

給付は一回です。

<支給対象について>

○応援金の支給対象者は誰ですか

次の要件を全て満たす中小企業者及び個人事業主が対象となります。

要件の詳細につきましては、「福生市事業継続応援金申請要項」をご確認ください。

- ① 福生市内に営業実態のある事業所・店舗等を有していること
- ② 令和2年4月10日以前より創業しており、申請日時時点で事業を継続する意思があること
- ③ 次のいずれかの要件を満たすこと
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する国又は東京都等が行っている支援を受けた者
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降、国、東京都又は福生市等から融資を受けた者

○事業所には事務所なども該当となりますか

事務所など直接営業を行っていない施設については、公的書類(確定申告書や賃貸借契約書等)にて、確認が取れる場合や、看板等で所在が確認できる場合には該当となります。また、内容に応じて、福生市が現地調査を行う場合がございますのでご了承ください。

公的書類などが無い場合にはご相談ください。

○福生市在住で市外に事業所・店舗等がある場合は対象となりますか

対象になりません。福生市内に事業所・店舗等があることが要件となります。

○市外在住(本社が市外)で福生市に事業所・店舗等がある場合は対象となりますか。

対象となります。確定申告書等の住所が市内住所でない場合には、福生市内に事業所・店舗等があることのわかる資料を添付してください。

(例:個人事業主で他市に住所があり、福生市に事業所・店舗等がある方)

○所在がわかる資料とはどのようなものですか

各支援申請書や各融資制度の認定書、確定申告書、登記簿謄本など福生市内の事業所が記載されている資料です。詳しくは、福生市事業継続応援金申請要項内「申請に必要な書類」欄をご確認ください。

また、公的な書類などで所在が確認できない場合は、HPや写真等により所在の確認とすることも可能です。このような場合、現地調査などを行う場合があります、審査にお時間がかかりますのでご了承ください。

○市内に複数店舗を所有しているが、給付金はいくらもらえるのか。

本応援金は1事業者につき一律で10万円の支給となります。

○個人は対象になりますか

本応援金は中小企業者及び個人事業主が対象となるため、個人事業主でない個人の方は対象となりません。

○要件に当てはまる国、東京都又は福生市等が行っている支援や融資等はどこで確認できますか

別表(国、東京都又は福生市等が行っている支援及び融資一覧)をご確認ください。

○国や東京都等からの支援を受けたが、別表に載ってない場合はどのようにしたらよいですか

別表は令和2年5月13日時点で国や東京都等から発表になっている支援等ですので、記載のないものでも、本応援金の要件に当てはまる可能性があります。福生市シティセールス推進課まで、どのような支援を受けているかお問い合わせください。

<申請方法について>

○申請期間はいつまでですか

令和2年6月8日から令和3年1月31日までです。(当日消印有効。)

○申請書はどこで入手できますか

福生市役所ホームページよりダウンロードしてください。<https://www.city.fussa.tokyo.jp>

ダウンロードが困難な場合には、もくせい会館窓口又は扶桑会館(商工会)窓口でも配布いたします。

○申請書はどのように提出すればいいですか

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「福生市事業継続応援金給付申請書兼誓約書」をダウンロードし、必要な書類を添付のうえ、次の住所に郵送にてご提出ください。

〒197-8501 東京都福生市本町 5 番地

福生市 生活環境部 シティセールス推進課 産業活性化グループ

※封筒の表に「応援金申請書類在中」と朱書きしてください。

○窓口へ直接提出することは可能ですか

原則は郵送での申請としております。郵送での申請が困難な場合には、シティセールス推進課窓口（もくせい会館 1 階）にて申請の提出のみ受付を行います。窓口での内容確認・審査はできかねますので、記載内容及び添付書類をお確かめの上、ご提出いただきますようお願いいたします。

○提出した書類は返却してもらえますか

一度ご提出いただいた資料については、返却できません。

<その他>

○申請後、いつ振り込みになりますか

概ね申請から2週間程度で申請いただいた口座に入金する予定です。申請内容によっては確認に時間がかかる場合もございますので、ご了承ください。

○各支援・融資を申請中なのですがどうしたらよいですか

各支援・融資の決定をお待ちいただき、決定後、必要書類を添付の上、本応援金をご申請ください。

○応援金に関する問合せはどこにしたらよいですか

福生市生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループまでお問い合わせください。

(電話)042-551-1699

(受付時間)午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)

また、本応援金の申請内容の確認や、国や東京都等の支援策に関する手続きについては、福生市内事業者向け専用ダイヤルにてご案内できますので、ご活用ください。

(電話)042-513-3222

(受付期間)令和2年5月14日から令和2年7月31日まで

午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)